

平成28年第3回上三川町議会定例会会議録

平成28年6月7日（火）

1 目 目

(議案上程審議、一部採決)

平成28年6月7日～6月16日

町議会定例会会議録

平成28年6月7日第3回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に召集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	秋山 正徳	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	小島 賢一	福祉課長	川島 信一
健康課長	梅沢 正春	保険課長	海老原俊輔
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 選挙管理委員の選挙 |
| 日程第4 | 選挙管理委員補充員の選挙 |
| 日程第5 | 報告第2号 議会の委任による専決処分事項の報告について（町道に係る事故の和解） |
| 日程第6 | 報告第3号 議会の委任による専決処分事項の報告について（町有自動車に係る事故の和解） |
| 日程第7 | 報告第4号 平成27年度上三川町一般会計予算継続費繰越計算書について |
| 日程第8 | 報告第5号 平成27年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第9 | 報告第6号 平成27年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第10 | 報告第7号 平成27年度上三川町介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第11 | 報告第8号 平成27年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第12 | 議案第37号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町税条例等の一部を改正する条例の制定に関する専決処分） |
| 日程第13 | 議案第38号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分） |
| 日程第14 | 議案第39号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分） |
| 日程第15 | 議案第40号 上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第41号 上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第42号 平成28年度上三川町一般会計補正予算（第1号） |

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

平成28年第3回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例改正など重要議案が提出されております。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますようご期待をいたします。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げます。

ただいまから平成28年第3回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は16人です。

○議長【津野田重一君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【石戸 実君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、お手元に配付のとおり、例月現金出納検査結果が、平成28年2月分から4月分までの3カ月分、提出されております。

次に、組合議会関係では、平成28年第1回石橋地区消防組合議会定例会審議結果、及び平成28年第1回小山広域保健衛生組合議会定例会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【津野田重一君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【津野田重一君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、6番・志鳥勝則君、7番・高橋正昭君を指名いたします。

○議長【津野田重一君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。13番、議会運営委員長、松本 清君。

(13番・議会運営委員長 松本 清君 登壇)

○13番・議会運営委員長【松本 清君】 平成28年第3回上三川町議会定例会会期報告をいたします。

本日招集されました平成28年第3回町議会定例会の運営について議長より諮問され、5月18日及び6月1日に議会運営委員会を開き協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告7件、議案6件で、一般質問通告者は8人です。会期につきましては、本日6月7日から6月16日までの10日間といたしました。

1日目の本日は、会期の決定後、執行部からの報告、議案を全て上程し、議案第37号から議案第39号までの専決承認については、委員会付託を省き採決をお願いいたします。次に、議案第40号及び議案第41号については、提案説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。

なお、付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

2日目と3日目は一般質問を行います。一般質問はくじで決定した順により、2日目4人、3日目4人といたします。4日目から6日目までは休会といたします。7日目及び8日目は午前9時より常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。9日目は休会といたしますが、常任委員長報告書作成日としましたので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。10日目を最終日とし、常任委員長及び付託案件の審査結果報告をいただき、質疑、討論、採決を行い、全議案を議了したいと思います。また、最終日に総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の視察研修に係る議員派遣の採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【津野田重一君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から16日までの10日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認め、会期は本日から16日までの10日間と決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 日程第3「選挙管理委員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、お手元に配付した名簿のとおり、森野利男君、小菅純夫君、黒須新次郎君、鶴見和良君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました森野利男君、小菅純夫君、黒須新次郎君、鶴見和良君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

○議長【津野田重一君】 日程第4「選挙管理委員補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員に、お手元に配付した名簿のとおり、第1順位、上野礼子君、第2順位、蓬田正美君、第3順位、藤田守夫君、第4順位、秋山 幸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、上野礼子君、第2順位、蓬田正美君、第3順位、藤田守夫君、第4順位、秋山 幸君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

○議長【津野田重一君】 日程第5、報告第2号「議会の委任による専決処分事項の報告について（町道に係る事故の和解）」、及び日程第6、報告第3号「議会の委任による専決処分事項の報告について（町有自動車に係る事故の和解）」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました報告第2号及び報告第3号「議会の委任による専決処分事項の報告について」、ご説明いたします。

初めに、報告第2号でございますが、平成27年11月26日午後7時30分ごろ、上三川町大字西汗394番地1先の町道1-21号線において、道路舗装の破損により発生いたしました。

次に、報告第3号でございますが、平成27年10月14日午後4時30分ごろ、上三川町大字東汗863番地先の県道下岡本・上三川線歩道において、前方確認を怠ったため発生いたしました。

両事故とも和解になりましたので、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に基

づき、議会に報告するものでございます。

以上で報告第2号及び報告第3号の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第2号及び報告第3号につきましては、これをもって終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第7、報告第4号「平成27年度上三川町一般会計予算継続費繰越計算書について」から、日程第11、報告第8号「平成27年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」までの5議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました報告第4号から報告第8号までを一括説明いたします。

まず、報告第4号「平成27年度上三川町一般会計予算継続費繰越計算書について」、ご説明いたします。

地方自治法第212条第1項の規定に基づき、平成27年度一般会計予算において、上三川小学校屋内運動場新築事業費を平成28年度に繰り越したため、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

金額は397万8,702円、財源は全額一般財源で、繰り越しの理由は、平成27年度の年割額のうち年度内に支払い義務が生じなかった金額があったことによるものでございます。

次に、報告第5号「平成27年度上三川一般会計予算繰越明許費繰越計算書」につきましては、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、平成27年度一般会計予算のうち、繰越明許費として平成28年度に繰り越した経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

内容につきましては、第2款総務費では、第1項総務管理費、地方創生連携事業の繰越額が80万円、財源は全額国庫支出金、同じく第1項総務管理費、自治体情報セキュリティ強化対策事業の繰越額が756万円、財源は国庫支出金378万円、地方債378万円。第2項徴税費、自治体情報セキュリティ強化対策事業の繰越額が46万2,000円、財源は全額一般財源。第3項戸籍住民基本台帳費、自治体情報セキュリティ強化対策事業費の繰越額が1,075万7,000円、財源は国庫支出金372万円、地方債372万円、一般財源331万7,000円。第4項選挙費、自治体情報セキュリティ強化対策事業の繰越額が5万円、財源は全額一般財源。

次の第3款民生費では、第1項社会福祉費臨時福祉給付金等支給事業の繰越額が6,815万7,000円、財源は全額国庫支出金、同じく第1項社会福祉費、自治体情報セキュリティ強化対策事業、障害者福祉費分の繰越額が12万3,000円、国民年金事務費分の繰越額が2万6,000円、財源はいずれも全額一般財源。第2項児童福祉費、自治体情報セキュリティ強化対策事業の繰越額が9万9,000円、財源は全額一般財源。

次の第4款衛生費では、第1項保健衛生費、自治体情報セキュリティ強化対策事業の繰越額が9

万9,000円、財源は全額一般財源。

次の第6款農林水産業費では、第1項農業費、自治体情報セキュリティ強化対策事業の繰越額が2万6,000円、財源は全額一般財源。

次の第8款土木費では、第2項土木管理費、道路整備事業の繰越額が4,500万円、財源は全額一般財源。

次の第11款災害復旧費では、第3項土木施設災害復旧費、東蓼沼橋災害復旧事業の繰越額が2,121万5,000円、財源は国庫支出金1,063万3,000円、地方債600万円、一般財源458万2,000円でございます。繰り越しの理由は、地方創生連携事業及び自治体情報セキュリティ強化対策事業につきましては国の補正予算に対する事業であり、平成27年度内の事業完了が困難であるため、臨時福祉給付金等支給事業につきましては、給付金の支給が平成28年4月以降になるため、道路整備事業につきましては、土地の引き渡し平成27年度内に完了しないため、東蓼沼橋災害復旧事業につきましては、工期が5月末までとなるためでございます。

次に、報告第6号「平成27年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書」につきましては、地方自治法第212条第1項の規定に基づき、平成27年度国民健康保険事業特別会計予算のうち、繰越明許費として平成28年度に繰り越した経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

内容につきましては、第1款総務費、第1項総務管理費、自治体情報セキュリティ強化対策事業の繰越額が2万6,000円、財源は全額一般財源でございます。

次に、報告第7号「平成27年度上三川町介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書」につきましては、平成27年度介護保険事業特別会計予算のうち、繰越明許費として平成28年度に繰り越しました経費について繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

内容につきましては、第1款総務費、第1項総務管理費、自治体情報セキュリティ強化対策事業の繰越額が7万4,000円、財源は全額一般財源でございます。

次に、報告第8号「平成27年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算繰越明許費繰越計算書」につきましては、平成27年度後期高齢者医療特別会計予算のうち、繰越明許費として平成28年度に繰り越した経費について、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

内容につきましては、第1款総務費、第1項総務管理費、自治体情報セキュリティ強化対策事業の繰越額が2万6,000円、財源は全額一般財源でございます。

各特別会計予算の繰り越しの理由は、国の補正予算に対する事業であり、平成27年度内の事業完了が困難であるためでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第4号から報告第8号までにつきましては、これをもって終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第12、議案第37号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町税条例等の一部を改正する条例の制定に関する専決処分）」から日程第14、議案第39

号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分）」までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 それでは、議案第37号から議案第39号までの「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」につきまして、関連がございますので一括してご説明いたします。

このたびの改正は、地方税法において固定資産の課税の特例の適用期限の延長、たばこ税における条項の整理及び経過措置等の規定、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法等の変更、都市計画税の課税特例及び条項の整理、経過措置等が追加されたことに伴う関係条例の改正でございます。

いずれも、地方税法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日に施行されたことに伴い、本町におきましても関係条例の一部を改正するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

以上で、議案第37号から議案第39号までの説明を終わります。ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長【津野田重一君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず初めに、議案第37号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町税条例等の一部を改正する条例の制定に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第37号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第38号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第38号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第39号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第39号は承認することに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 日程第15、議案第40号「上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第40号「上三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、学校教育法の一部改正に伴う、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容につきましては、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては、委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案においても、委員会に付託する議案に係る質疑については、同様の取り扱いをお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第16、議案第41号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました、議案第41号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、建築基準法施行令の改正に伴う家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等の避難階段の構造について、規定を変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第17、議案第42号「平成28年度上三川町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第42号「平成28年度上三川町一般会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国の平成27年度補正予算において、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として措置されました、地方創生加速化交付金に速やかに対応するための新たな事業の補正をし、及び緊急を要する修繕事業に対応するために編成したものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金で地方創生加速化交付金の増額補正を、繰入金では、財政調整基金繰入金を増額補正いたします。

歳出につきましては、総務費で地方創生連携事業に係る経費の増額補正を、民生費で上三川いきいきプラザの施設管理に要する修繕料の増額補正をいたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に4,070万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を104億7,270万2,000円とするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 議案第42号「平成28年度上三川町一般会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

事項別明細書によりご説明いたします。補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費補助金の4,000万円、これにつきましては、地方創生加速化交付金を見込むものでございます。

第17款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金70万2,000円、これにつきましては、この後、歳出のほうでご説明いたしますいきいきプラザの修繕料の財源に充当するため繰り入れを行うものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。3の歳出についてご説明いたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、8目企画費、補正額4,000万円、これにつきましては、地方創生加速化交付金を導入いたしまして、町のPR、並びにICTを活用したまちづくりを進めてまいります。具体的に申し上げます。13節委託料で3,228万8,000円。内容としましては、コミュニケーションロボットやタブレットを活用しまして、中学生を対象にICT教育を進めるとともに、コミュニケーションロボットにおきましては、介護予防や健康づくりにあわせて活用してまいりたいと考え

ております。そのためのコミュニケーションロボット2台分の保守料17万円、タブレットの搬入現調で20万円。また、上三川町をPRするためのイベント管理料として739万円、コミュニケーションロボットに用いる教育用ソフト、介護予防教室用ソフト、さらには健康づくりソフト、これらの開発費用、並びに町PR用ガイドブックの作成で、これらを合わせまして2,452万8,000円。14節使用料及び賃借料95万1,000円、こちらにつきましては、2台分のコミュニケーションロボットのレンタル料でございます。18節備品購入費の676万1,000円、これにつきましては、タブレット38台分、並びにソフトウェア等に係る経費でございます。

なお、現在、これらの地方創生加速化交付金事業につきましては、国のほうと現在、協議中でございます。採択にならない場合は財源確保が難しいことから事業を見合わせることにしております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 続きまして、2段目をごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、4目上三川いきいきプラザ管理費の補正額70万2,000円の増額は、11節需用費のうちの修繕料で、いきいきプラザの排煙パネルの修繕に係る経費でございます。排煙パネルは、火災時には消防法による排煙設備として、また通常は外気を遮断したり、空気を循環させるための換気窓としての役割を持っております。このたびの修繕は、この排煙パネルを開閉するためのワイヤーを固定する滑車が経年劣化により磨耗し開閉に支障が出る恐れがあるため、この滑車を交換するものでございます。

以上で、「平成28年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 このいきいきプラザの排煙パネルが、どうしてこれをつくって、また、この時期に全部取りかえるのに70万円ですが、メンテナンスというのは、壊れないようにするのがメンテナンスで、壊れてしまって交換するのは修理と言うんでしょうね。そうすると、なぜこのものが壊れるようにメンテナンスをしていないのかということが私は疑問で仕方がないです。私が聞きたいのは、メンテナンスというのは、どこまでがメンテナンスで、どこまでが修理なのか、交換なのか、それはどんな基準で、誰が決めているのか、ちょっとお答え願えますか。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問にお答えします。まず、排煙パネルですが、消防法によりまして、年2回以上の設備の点検と、年1回の消防署への点検結果の報告が義務づけられております。平成27年度におきましては、9月1日と3月3日に実施いたしました。今回の修繕に係る箇所につきましては、9月の点検の際には異常が認められませんでした。この排煙パネル、今回の修繕につきましては、全体に52カ所ございますが、そのうちの51カ所ということで修繕いたします。

中身につきましては、パネル自体の修繕ではなく、そのパネルの開閉をする際にワイヤーを固定します。その固定するための滑車、コネクタと言っていますが、そちらが8年経過しまして磨耗しているということで、滑車部分のみの交換でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 3回しかできないのでよく聞いてください。滑車は年間にどれぐらい磨耗するのかということは、あけたりしめたりを大体どのぐらいやるのか、まず1つです。その滑車が、この間は見つからなかったけど、今度は見つかったと、その短さが、どうして短く異常があるのか。その異常があるときに消防法で、誰が見て、誰がこれは磨耗しているから取りかえなさいという指示をするのか。それで、これは、委託をされている会社が勝手にやるのかということをやっと説明してください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 まず、コネクター、滑車ですが、申しわけありません、開閉の回数までは把握しておりませんが、こちらの滑車は、メーカーによりますと、交換の推奨年数はおよそ10年ということになっております。ただし、当然それは使用の仕方、状況によりまして変わってくる。特にいきいきプラザの場合は一般に比べますと高いところについておりますので、そのパネルを開閉するためのワイヤーが通常より長いものになっております。そのため、滑車にかかる加重が通常よりも多くかかるということで、通常よりも少し早目の交換ということになったものと思います。

また、今回、修繕するに当たりまして、まず、昨年、そのパネルの1カ所があき放しになるということがございました。それで、その部分、指定管理者の方からしまらない箇所があるということで報告がありましたので、現地調査を行いましたところ、先ほど言いましたように、滑車の磨耗という原因がわかりましたので、今回この残り51カ所を交換する理由としましては、この52カ所の滑車全て開館のときに同時につけたものでございます。1カ所が磨耗しているということは、残り51カ所につきましても当然磨耗している恐れがありますので、実際に壊れましてパネルの開閉に支障が出る前に直すということでございます。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 課長、あけたりしめたりする回数があるから磨耗するということは私も理解するんです。何回開閉したかということがなくて、今、見ているように、全てにそういうふうになる可能性があるということで、見てもいないものを取りかえるというふうに私には聞こえるのですが、あなたの説明はそう聞こえませんか。何回やったら磨耗していくのだ、10年もつものが、今は何年なんですかということですか。10年もつとって取りつけたものが、今、何年で全部取りかえなければならぬのか。磨耗するということは、それが何回転したら磨耗するのかということになるのではないのでしょうか。その把握をしないで、委託会社から申請があったら70万円ポンと取りかえるということは、誰が管理して、誰が見たかということがわからなくて取りかえてしまうということは税金の無駄遣いじゃないですか。大体、磨耗するということは何十回あけたから磨耗していくんですよということなんです。磨耗するということは、何回開閉したかと聞いていることです。何回開閉したか後で報告してください。

○議長【津野田重一君】 答弁はいいんですか。

(「はい、いいです、答弁できないと言っているのだから」の声あり)

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 11ページなんですけれども、先ほど課長から説明があったのですが、地方

創生加速化交付金4,000万円ということです。もう一度具体的な事業内容と、それと、もう1点は、やはり、この創生事業が始まると思うんですけども、議論をどのぐらいやったのか、時間をかけたのか、それと、費用対効果とか、そういうことを考えているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。わかる範囲で答弁をお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 まず、1点目でございます。具体的な内容ということでございますが、先ほどの説明の中で答弁させていただきましたが、さらにということでございます。繰り返しになりますが、申し上げたいと思います。この加速化交付金は10分の10、10割の国からの交付金でございます。具体的には、先ほど申しましたように、大きく2つございます。1つは町のPR用に用いる、さらには、ICTを活用したまちづくり、この2つでございます。何に使うかと申しますと、1つは、コミュニケーションロボットやタブレットを活用しまして、中学生を対象にICT教育を進めていくということでございます。さらには、活用の仕方は、コミュニケーションロボットがございまして、それは教育の面だけではなく、介護予防の面や健康づくり、こちらのほうの教室であるとか、事業であるとか、そういったものにも活用を図ってまいりたいというふうに考えております。そのために必要とする経費を4,000万円ということで計上しています。ただ、現在、国のほうと協議中でございますので、協議内容によっては若干変更があるかもしれません。

繰り返しになりますが、先ほど申し上げましたとおり、これについてはまだ国との協議中であり、場合によっては追加の交付金が採択にならないという場合がございます。その場合には財源確保が非常に難しいということがございますことから、事業は見合わせたいということでございます。

議員ご指摘のもう一つでございます。時間はどのぐらいかけたかということでございます。昨年から内部のほうで検討しておりまして、具体的にことしになりまして、加速化交付金が一次のほうに締め切りになりましたが、1,000億円の中で906億円、残り94億円が残りをしまして、それが国のほうで繰り越しをされたということでございます。それに伴いまして二次募集がことしになりまして入ってまいりました。ですから、昨年から検討はしてございましたが、さらにその十分な検討を加えるということで、4月から現在まで加えております。ただ、繰り返しになりますが、これも国のほうとの協議がございまして、今申し上げた内容は若干変わるかもしれません。場合によっては、認められないこともあります。一部認められれば、認められたものについては10分の10でございますので進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。15番、田村 稔君。

○15番【田村 稔君】 地方創生加速化交付金ということで、いきなり国と県に来て4,000万円ということで、今、企画課長から説明を聞きましたが、タブレットに対する38台分、こういった事業で、議会のほうでも私は再三、タブレットについて局長のほうに質問をしていますが、せっかく加速化で4,000万円来たので、町のPR事業、またコミュニケーションロボット2台ということで、皆さんご存じのように、ほかの市町村でも似たようにというか、タブレットとかコミュニケーションロボット等を活用したり、町のさまざまなPR、活性化のお金を使っているわけです。まだ採択されたわけで

はありませんけれども、前に議会で再三質問をしているように、タブレット、ICT事業に関しては、今度、教員の研修、指導する人間ということで、現教育長にも前に何度か質問して、国がお金を出してくれて研修制度があったわけですが、ICT事業とって政府がやっていた研修が急になくなってしまうとか、それは教育長もご存じだと思います。まだ採択になる前から気をもんでも仕方がないのですが、これからのタブレット、ICT事業、教育部門に関しては、これを指導する先生という部門において、ハード面では10分の10、来るのでしょうけれども、何人か本町においても、このICT事業に対する研修は、たしか筑波でやっていたと思うんですが、たられば話をしても仕方がないのですが、採択になった場合のこういったタブレット、ICT事業、また、コミュニケーションロボット、総計で4,000万円ということで2台分というふうに割り振りしたのかなという感じもあるのですが、また、町のPR等の政策として詳細についても一定の、DVDをつくるとか、町の紹介、よく他市町に渡したり、町の人が行った場合に、本町の案内ということで、商工会で前に簡単なCDをつくったと思います。そういった内容というんですか、まだ採択になっていないのだから、そこまでどういう状況かわからないのですが、わかる範囲で答弁をお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 それでは、まず1点目のタブレットの件でございますが、議員おっしゃいますとおり、国のほうでは、教育現場においても、文部科学省のほうで公立学校において、パソコンとかICTを導入して子どもの情報活用機能の育成を図るということで示されております。こういったことが背景でございますので、そちらのほうは教育現場のほうと、採択になりましたら内容を詰めまして進めていきたいというふうに考えております。

2点目の町のPRということでございますが、2つ考えております。まず、1つは、町のPR誌を作成しまして、高速道路等のサービスエリアに置いてもらって、首都圏の方に上三川の知名度を上げる、上三川のことをよく知っていただくということで、るるぶのほうを作成したいというふうに考えております。これがまず1点目です。

ほかのPRということで、今、協議中でございますが、首都圏にお住まいの方を対象に町をPRすることを目的としましたツアー等を企画してみたいということがございます。さらに申し上げますと、首都圏で開催しておりますマルシェ、市場のようなものですが、こちらのほうに出店しまして、本町の農産品のPR、おいしくてフレッシュな野菜、こちらのPRをしていきたいということがございます。さらに、今、検討中のものが、都内のホテルとかレストランとタイアップしまして、町の野菜を食材として使ってもらえないかどうか、こういったものも取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 先ほどの勝山議員の質問に対し、健康課長より答弁がございます。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 先ほどの勝山議員のご質問の件ですが、排煙パネルの開閉回数についてですが、設置以来の回数につきましては把握しておりませんが、通常の運用の方法としまして、夏季におきましては1日1回程度、こちらは天井付近の熱の排出のためということで1日1回程度、それ以外の季節や冬季につきましては、逆に熱の流出防止や雨の浸入を防ぐために基本的には開閉をしておりません。そのほか、部分的な換気としまして、年に一、二回程度開閉している状況でございます。

以上で説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。議案第42号「平成28年度上三川町一般会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。常任委員会に付託しました議案第40号及び議案第41号につきましては、会議規則第46条第1項の規定により、6月14日までに審査を終了するよう期限を設けることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、議案第40号及び議案第41号については、6月14日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 本日はこれで散会といたします。ご苦労さまでした。

なお、明日8日は午前10時から一般質問を行います。

午前10時52分 散会